

広島県告示第三百六十三号

令和七年度における広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第二備考に規定する知事が別に定める日は次のとおりとし、令和七年四月一日から施行する。

なお、令和六年広島県告示第三百九十七号（広島県港湾施設管理条例別表第二備考に規定する知事が別に定める日）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和七年四月二十八日、同月三十日から同年五月二日まで、同年八月十二日から同月十五日まで、同月十八日から同月二十二日まで、同年九月二十二日、同年十月十四日から同月十七日まで、同月二十日から同月二十四日まで、同年十一月四日から同月七日まで、同月十日から同月十四日まで及び同年十二月二十九日から同月三十一日まで並びに令和八年一月二日、同年三月二十五日から同月二十七日まで、同月三十日及び同月三十一日